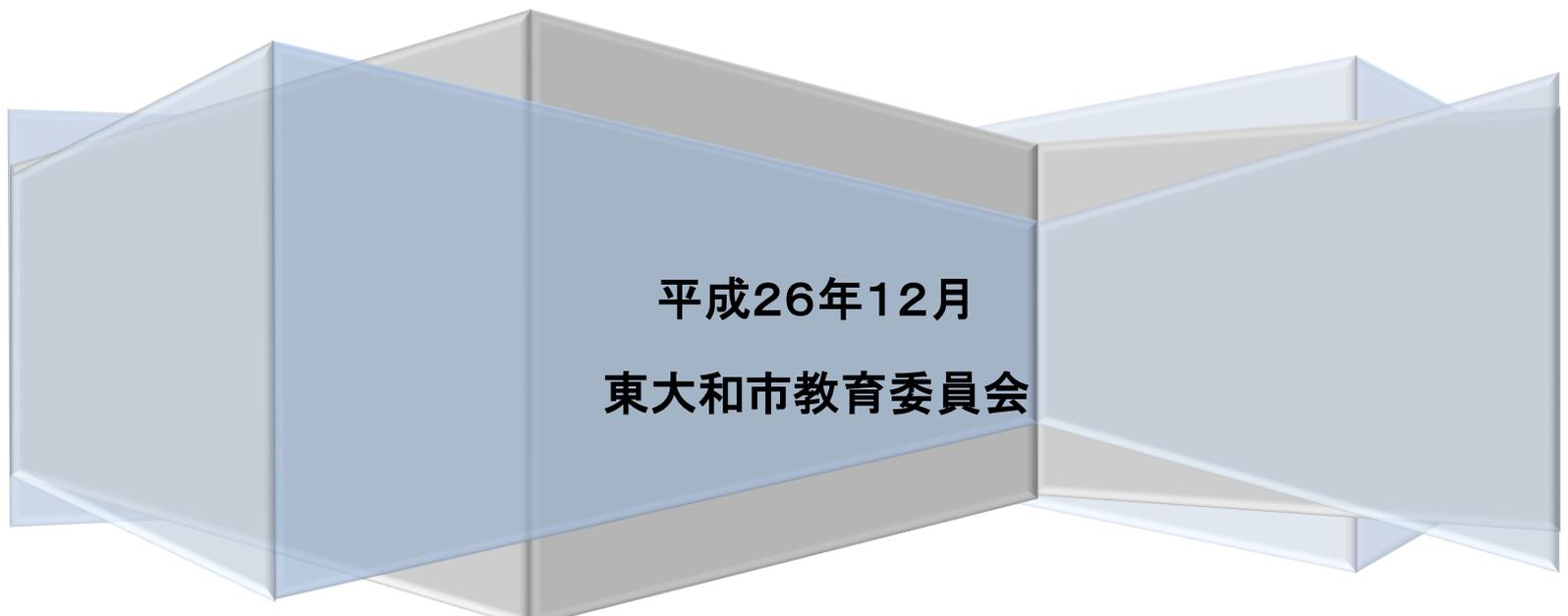


東大和市特別支援教育推進計画



平成26年12月
東大和市教育委員会

はじめに

特別支援教育の理念は、「発達障害を含め障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」ものであります。

平成19年4月には学校教育法の一部改正により、「特殊教育」は「特別支援教育」に改められ、特別支援教育が法律上明確に規定されることとなりました。その後、障害者基本法の改正や制度改革に係る法令等の整備が進められ、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」を取りまとめました。

また、平成26年2月19日には障害者の権利に関する条約が批准され、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ共生社会に向けて、特別支援教育を着実に進めていくことがより重要になっております。

東京都教育委員会は平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」を公表し、「すべての学校で実施する特別支援教育の推進」、「つながりを大切にした特別支援教育の推進」、「自立と社会参加を目指す特別支援教育の推進」を基本的な考え方として示しました。

本市では、上記及び国・都の計画や通知を踏まえて、特別支援教育の内容や教育方法の充実を図るために、学校、家庭、関係機関が連携した取組を行ってまいりました。

特別支援教育検討委員会を中心に、当面の課題について検討を行い、「特別支援教育東大和マニュアル」の策定、保護者向け啓発パンフレットの作成、マンパワーを活用した巡回相談、就学時健診の行動観察時の観点の作成等、具体的な施策として実施してきました。

一方で、具体的な施策の実現が優先され、その成果や課題についての明文化や本市の特別支援教育の方向性並びに体系的整備が課題となっておりました。

ここで、特別支援教育検討委員会で基本的な考え方をまとめ、その後、関係

機関や市民の皆様からいただいた意見を反映させて、これまでの取組内容を整理し、特別支援教育の一層の推進に向けた展望を示す本計画を策定いたしました。

教育委員会では、学校・家庭・関係機関が一丸となって、計画の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様のご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年12月

目 次

第1部 特別支援教育推進計画の策定にあたって

計画策定にあたって	1
1 計画の目的	1
2 計画の理念	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の構成	2

第2部 東大和市の特別支援教育の現状

第1章 東大和市の特別支援教育の現状	3
1 特別支援学級に在籍する児童・生徒の状況	3
2 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の状況	4
第2章 東大和市の特別支援教育の体制	5
1 校内委員会	5
2 特別支援教育コーディネーターの配置	5
3 個別支援カード・個別指導計画	6
4 子ども支援員（特別支援教育支援員）	7
5 特別支援学級研修会・通級指導学級研修会	7
6 副籍制度	8
7 特別支援学校共同講演会	9
8 幼・保・小連携会議	9
9 就学支援シート	10
10 就学相談システム	10
11 特別支援教育検討委員会	13

第3部 特別支援教育推進計画の具体的な展開

東大和市における特別支援教育推進体制の整備（体系図）	15
第1章 学校の指導体制の充実	17
1 校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営	17
2 校内委員会の充実	18
3 個別支援カード・個別指導計画の作成と活用	19
4 子ども支援員の充実	19
5 教員・特別支援教育コーディネーターの資質の向上	20
6 副籍制度の充実	21
7 特別支援教室の検討	21
第2章 特別支援学級の充実	23
1 特別支援学級の適正配置	23
2 特別支援学級の教員の資質の向上	24

第3章	関係機関との連携	25
1	幼・保・小連携会議の充実	25
2	就学支援シートの活用	25
3	特別支援学校との連携	26
4	特別支援連携協議会（仮称）の検討	27
第4章	保護者支援・相談体制の充実	29
1	就学相談システムの充実	29
2	巡回相談・巡回指導の充実	30
3	通級の継続・終了判定システムの充実	31
4	特別支援教育の啓発	31
第4部	参考資料	
	東大和市立小・中学校における特別支援教育の流れ	33
	就学支援シート	34
	行動チェックリスト（小学校1・2年生用）	38
	個別支援・個別指導カード（小学校）	39
	個別支援カード（中学校）	40
	個別指導計画	41
	東大和市特別支援教育検討委員会委員名簿	43
	計画策定の経緯	44
	用語解説	45

第1部

特別支援教育推進計画の策定にあたって

計画策定にあたって

1 計画の目的

平成22年11月に東京都特別支援教育推進計画(第三次実施計画)が策定されました。そこでは、発達障害を含む障害のある児童・生徒の一人ひとりの能力を最大限に伸ばすために、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることができる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与することが理念として掲げられています。

本市では、これまでも、国の法令及び都の実施計画や通知等に基づき、具体的な取り組みを行ってきましたが、その明文化が課題となっていました。

ここで、これまで蓄積された具体的な実践を整理するとともに、市が目指している特別支援教育の方向性を体系的に理解・共有することを目的に本計画を策定するものです。

2 計画の理念

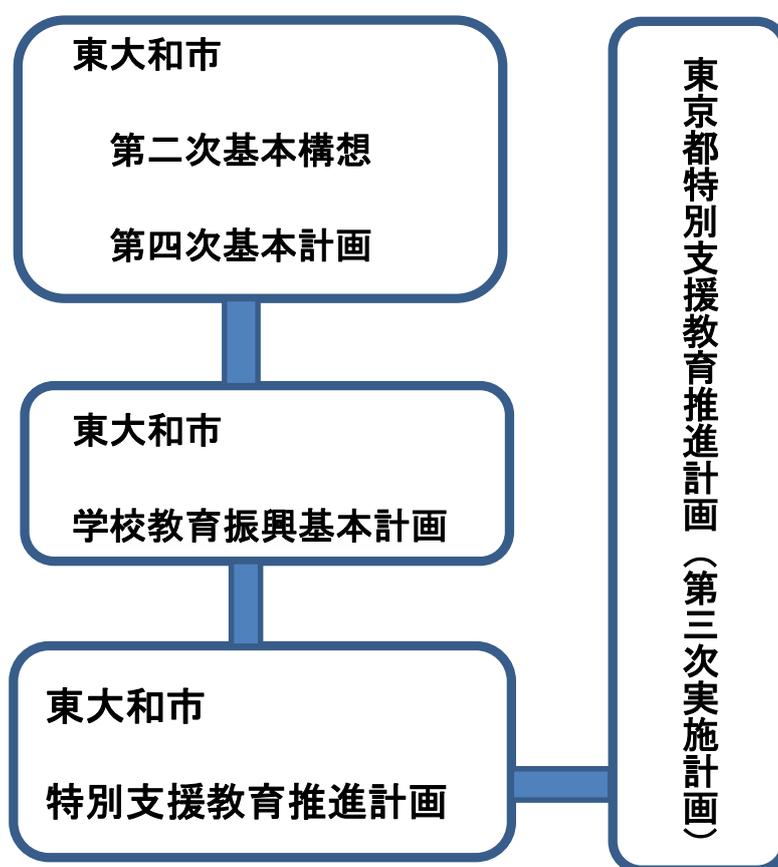
共生社会の実現を目指し、特別な教育的支援を必要とするすべての児童・生徒一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、発揮できるように、関係機関と連携しながら、校内支援・指導体制・相談体制の充実に努め、学校、地域、市民への理解啓発と教員の専門性の向上を図るなど、特別支援教育推進体制を整備していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、東大和市総合計画「第四次基本計画」で定められた施策の一つである学校教育施策の長期的な指針である「東大和市学校教育振興基本計画」の特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示すものです。

また、東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）との整合性を図っています。

なお、計画期間は、東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）の終了年度に合わせて、平成28年度までの計画期間としました。



4 計画の構成

全部で4部構成となっています。

第1部は本計画の目的、理念、位置づけについて、第2部は現在の本市における特別支援教育の現状について示しています。

第3部は計画の本編として、これまでの取組み状況を踏まえた、今後目指すべき特別支援教育推進計画の具体的展開について掲載し、第4部は用語解説等の資料編となっています。

第2部

東大和市の特別支援教育の現状

第1章 東大和市の特別支援教育の現状

1 特別支援学級に在籍する児童・生徒の状況

東大和市には、市立小学校10校、市立中学校5校の合計15校があります。この15校のうち、発達の状態等に応じた最もふさわしい教育を行うために、個別指導を必要とする特別支援学級（固定制）が小学校に2校、中学校に2校設置されています。

また、通常の学級に在籍しながら学習面や行動面において、一部の特別な支援が必要な児童・生徒が週1回程度を通級する通級指導学級が小学校に3校、中学校に1校設置されています。

各年度とも5月1日現在

学校名	種別	形態	在籍児童・生徒数（人）			学級数（学級）		
			24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度
第三小学校	知的障害	特別支援学級（固定制）	21	19	21	3	3	3
第九小学校	知的障害		16	12	15	2	2	2
第一中学校	知的障害		28	27	26	4	4	4
第五中学校	知的障害	自閉症・情緒障害			2			1
				2			1	
第二小学校	情緒障害等	通級指導学級	43	37	34	5	4	4
第六小学校	情緒障害等		53	41	38	6	5	4
第七小学校	情緒障害等				7			1
	言語障害				5			1
第二中学校	情緒障害等		37	31	33	4	4	4
合計	特別支援学級（固定制）		65	58	66	9	9	11
	通級指導学級		133	109	117	15	13	14
	総合計		198	167	183	24	22	25

- ・特別支援学級（固定制）：障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある児童・生徒一人ひとりに応じた教育を実施します。
- ・通級指導学級：通常の学級に在籍してほとんどの授業は在籍学級で受けながら、支援の必要な状態に応じ、週1日（言語通級は1回60分程度）を基本に特別な指導を、特別な教室で実施します。

2 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の状況

平成24年2月に、通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する全国調査が文部科学省において実施され、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合は6.5%という結果が示されました。

また、東京都特別支援教育推進計画(第三次実施計画)では、障害のある児童・生徒の将来推計について下記のとおり増加する見通しがなされています。

本市の、特別支援学級(固定制)または通級指導学級の利用実態については、平成26年度の児童・生徒に占める割合は全体の2.8%程度となりました。

国の調査結果を踏まえると、本市では、学習面又は行動面の課題を持ち、教育的な配慮を必要としながら、特別支援学級や通級指導学級の利用につながっていない児童・生徒が潜在的にいることがわかります。

東京都における特別支援学級在籍者・利用者の推計

(単位：人)

小学校		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
固定制	知的障害	5,317	5,369	5,412	5,476	5,570	5,611	5,618
	小計	5,317	5,369	5,412	5,476	5,570	5,611	5,618
通級	言語障害	2,442	2,492	2,543	2,596	2,651	2,678	2,684
	情緒障害等	6,026	6,402	6,718	6,965	7,128	7,166	7,161
	小計	8,468	8,894	9,261	9,561	9,779	9,844	9,845
合計		13,785	14,263	14,673	15,037	15,349	15,455	15,463

(単位：人)

中学校		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
固定制	知的障害	3,180	3,213	3,234	3,244	3,227	3,259	3,324
	自閉症・情緒障害	99	102	104	105	107	109	111
	固定小計	3,279	3,315	3,338	3,349	3,334	3,368	3,435
通級	情緒障害等	1,560	1,615	1,638	1,631	1,611	1,618	1,643
	通級小計	1,560	1,615	1,638	1,631	1,611	1,618	1,643
合計		4,839	4,930	4,976	4,980	4,945	4,986	5,078

※固定制・・・特別支援学級(固定制)

※通級・・・通級指導学級

第2章 東大和市の特別支援教育の体制

本市では、特別支援教育の推進のために、国の法令や東京都の実施計画や通知等を踏まえて、保護者、関係機関からのご協力をいただきながら、具体的な施策を実施してきました。ここでは、これまでの特別支援教育に係る推進体制、取組内容を整理してまとめています。

今後も、特別な教育的支援の必要な児童・生徒に対しての取組を強化し、一層の推進を図るため、保護者、学校、教育委員会、医療、福祉などの関係機関がより連携を深め、一貫性のある支援体制の整備を進めていきます。

1 校内委員会

小・中学校全校に、校内委員会を設置しています。校内委員会とは、支援が必要な児童・生徒の実態について共通理解を図ることを目的とし、その役割は支援の方向性や多様な支援策を検討したり、特別支援教育の進め方の確認、保護者への啓発活動など、多岐にわたっています。

特別支援教育コーディネーターを中心に、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、担任、養護教諭、対象児童・生徒にかかわる教員、専科教諭、スクールカウンセラーや巡回相談員等のメンバーで構成されます。

担任の気付きから、児童・生徒の理解のための資料を作成し、学年主任や特別支援教育コーディネーターに相談します。次に複数の教員や巡回相談員による観察及び情報収集を実施します。

その情報に基づき、校内委員会の場で当該児童・生徒の困っていることへの要因を共有し、支援内容や支援策を検討し、その後の支援状況の確認、効果検証等を行っています。

2 特別支援教育コーディネーターの配置

各学校長は、教員の中から、校内委員会の中心として、校内体制の整備や特別支援教育を推進する役割を担う特別支援教育コーディネーターを指名しています。

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会の運営方法や必要な情報を共有するため、情報交換会や研修会を行っています。

特別支援教育コーディネーター等研修会は、管理職（小・中学校長各1人）を交え、以下のような研修を行っています。

年度	日 時	主 な 研 修 内 容 及 び 講 師	回数
2 2	23.02.28	不登校対策におけるダイアグラムの活用について 講師 サポートルーム指導員 池田 政次 氏	4
2 3	23.04.28	東大和市における不登校対策 講師 宮崎大学大学院教授 小野 昌彦 氏	4
2 4	24.04.26	WISC-Ⅲ等による児童・生徒の実態把握と個別指導計画の充実 講師 市立第二小学校通級指導学級教員 川畑 眞美 氏	4
2 5	25.09.06	特別支援教育コーディネーターの役割について 講師 市立第二中学校通級指導学級教員 井谷 巧 氏	4
2 6	26.11.11	通常学級における個に応じた指導の充実について 講師 羽村特別支援学校コーディネーター 滝本 智史 氏	4

3 個別支援カード・個別指導計画

特別な教育的ニーズや支援の必要な児童・生徒の実態を把握し、長期的な視点で目標と指導内容及び指導方法を明確にすることは重要です。その具体的な手法として個別支援カードを作成します。

個別支援カードは、東京都の「特別支援教育推進のためのガイドライン（平成19年3月作成）」の「個別の教育支援計画」にあたるものです。

東京都の特別支援教育推進のためのガイドラインでは、医療・福祉との連携を含めて幼保・小・中・高・卒業後の就労までを一貫した計画となっていますが、本市では、使用頻度が高く、現実的で作成しやすいように学齢期の小・中学校で完結できるものとして代用することとしました。

例えば、一斉指導のもとでは学習面や生活面で課題があり、理解や集中力が不十分な場合に、その要因と支援策を校内で検討・共有するために作成します。

また、巡回相談員や特別支援教育支援員の派遣にあたっては、学校と教育委員会のやり取りや情報共有のために必要な様式として位置づけています。

個別指導計画は、個別支援カードで判明した課題をもとに、具体的な指導目標や指導内容、指導方法等を明確にするものです。児童・生徒とその保護者、学校とが連携して作成し、障害の状況等に応じたきめ細かい指導が行えるよう計画を作成しています。

4 子ども支援員(特別支援教育支援員)

子ども支援員は、事前に登録していただいた一般の方や大学生で、通常の学級に在籍する特別な支援の必要な児童・生徒が情緒面の安定、学校生活や集団生活の適応及び諸問題の解決を図れるように、学校で支援活動をしていただくものです。

関わり方(支援時間)によって、「メンタルサポート・スタッフ」「特別支援教育支援員」に分かれますが、支援内容は同じため、総称して「子ども支援員」としています。

学校から提出された個別支援カードによって支援方法を確認しながら、巡回相談員の指導のもと、授業中や休み時間に付き添う中で行動観察を行い、課題解決のための原因や気づきを担任に伝えるため、活動内容を記録し、学級担任と情報の共有を図っています。

支援の必要な児童・生徒への関わり方の基礎知識や事例を交えた対応方法を習得して、適切な対応がとれるよう学期に1回程度、研修を実施しています。

研 修 内 容			
	1 学 期	2 学 期	3 学 期
2 2 年度	先生との連絡の取り方	個人情報の取り扱い	活動の振り返り
2 3 年度	指示カードの使い方	事例検討	活動の振り返り
2 4 年度	支援方法の検討	報告書の書き方	活動の工夫の共有
2 5 年度	つまずきの体験	支援の行動観察ポイント	困り感の体験
2 6 年度	ロールプレー	事例検討	

5 特別支援学級研修会・通級指導学級研修会

特別支援学級及び通級指導学級では、支援の必要な児童・生徒一人ひとりに適した指導力と専門性を高めるため、指導方法や有効な教材・教具の工夫等について研究・研修を行っています。

特別支援学級(固定制)の教員による特別支援学級研修会、通級指導学級の教員による通級指導学級研修会をそれぞれ開催しています。

個々のニーズに応じたさまざまな課題に対応するために必要な知識や具体的な指導方法を習得するための機会として、専門家等の講義や授業見学を行うなど、研修内容を工夫し、指導力と専門性の向上を図っています。

	日 時	主 な 研 修 内 容 及 び 講 師	回 数
22 年 度	22. 12. 6	学級で役立つコミュニケーションゲームについて 講師：東京都レクリエーション協会理事 飯田 弘 氏	9 回
	23. 3. 2	通級におけるソーシャルスキルトレーニングについて 講師：明星大学准教授 小貫 悟 氏	
23 年 度	23. 6. 30	都立稔ヶ丘高等学校の取り組みについて 講師：都立稔ヶ丘高等学校 副校長 中 洋一 氏	6 回
	23. 11. 25	通級を利用する児童生徒の保護者対応について 講師：中野区教育センター教育相談室 長谷川 聡子 氏	
24 年 度	24. 7. 9	企業就労に向けて～学齢期に身に付けたい力～ 講師：都立羽村特別支援学校 教諭 青田 昇 氏	10 回
	25. 3. 1	通級指導学級はどうあるべきか～理論と実践を踏まえて～ 講師：新宿区教育センター教育研究検査員 長谷川 安佐子 氏	
25 年 度	25. 12. 6	自閉症児の指導のポイント 講師：明星大学 教授 星山 麻木 氏	8 回
	25. 12. 10	事例検討～読み書き困難のある生徒の指導～ 講師：東京学芸大学教授 小池 敏英 氏	
26 年 度	26. 7. 14	社会性の面で苦勞している生徒の指導と進路先について 講師：星槎国際高等学校立川学習センター教師 石田 博彰 氏	9 回
	26. 11. 13	感覚統合について 講師：東京小児療育病院 作業療法士 住田 多恵子 氏	

上段：特別支援学級研修会 下段：通級指導学級研修会 （回数合計）

6 副籍制度

副籍制度は、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小学校や中学校に副次的な籍を置き、直接的・間接的な交流をとおして地域とのつながりの維持や継続を図ることを目的に実施している制度です。

特別支援学校に在籍する児童・生徒及び保護者の希望をもとに、居住する地域の学校と直接的な交流として学校行事、学級活動及び共同学習に参加したり、間接的な交流として学校だよりや学校行事案内の配布等を通じて地域とのつながりを図っています。

副 籍 制 度 利 用 児 童 ・ 生 徒 数 （ 人 ）					
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学部	13 (31)	10 (30)	8 (36)	10 (37)	10 (37)
中学部	4 (26)	6 (23)	4 (21)	3 (29)	3 (29)

※（ ）の数字は、都立特別支援学校通学者の合計

7 特別支援学校共同講演会

だれもが生き生きと豊かに生活できるためには、障害の有無に関係なく、社会全体が相互に人格と個性を尊重し、支え合うことが必要です。

特別支援学校共同講演会は、都立羽村特別支援学校と共同で特別支援教育関係者や市民を対象に特別支援教育や障害に対する理解啓発を行うものです。

専門性を持った経験豊富な講師により、発達障害等の基礎的な知識を学び、対応方法や支援策など、参加者全員が具体的に考えることを目指しています。また、参加者へのアンケートを通じて、参加者のニーズ把握やテーマ選定の参考に役立てています。

講演会の開催状況		
	テーマと講師	参加者(人)
22年度	「確かな一歩が未来に続く」障がい者のキャリア教育で大切にしたい視点（企業就労の視点から） 講師：株式会社いなげやウイング管理運営部長兼事業推進部長 石川 誠 氏	53
23年度	「発達障害の理解とその対応」 講師：東京女子医科大学神経精神科准講師 大下 隆司 氏	101
24年度	「発達障害の理解とその対応」～精神科医療の現場から～ 講師：東京都立墨東病院 精神科医長 鮎田 栄治 氏	161
25年度	「発達障害の理解とその対応」 講師：東京都立小児総合医療センター 副院長 精神科医 田中 哲 氏	171
26年度	「発達につまずきのある子ども達へのコミュニケーション指導」 講師：心身障害児総合医療療育センター 言語聴覚士 田中 伸二 氏	107

8 幼・保・小連携会議

各小学校では、保育園や幼稚園等の就学前機関から子供達が、不安なく円滑に小学校に入学できるように、日頃の交流や情報交換を通じて連携を図っています。

平成24年度から、市内の幼稚園・保育園・小学校、関係機関等が一堂に会する「幼・保・小連携会議」を立ちあげ、関係機関がどのように信頼関係を構築しながら、連続性や一貫性をもった「つなぐ支援」を行っていくのか課題を共有しながら支援策・対応策を検討しています。

会議は、年2回開催しており、年度当初は全体会として、全小学校長、市内の保育園や幼稚園等の就学前機関すべての園長、教育委員会の指導室、学

校教育課、市長部局は子育て支援課、保育課、障害福祉課の課長及び係長が出席し、全体の進捗状況や方向性を確認しています。

また、関係機関の教職員等実務者レベルで、連携のための具体的な取り組みや事例研究等の情報交換を行う実務者会議を開催しています。

9 就学支援シート

就学支援シートの目的は、子供の育ちや学びをつなぐため、就学前機関である保育園・幼稚園等と保護者が一緒に、これまでに園や家庭で大切にしてきたことや養育や指導上配慮が必要なことを小学校に引き継ぐことにあります。

就学时健康診断の際に全保護者に配付し、提出は任意ですが、保護者と就学前機関が一緒に作成したシートをもとに、小学校では入学時の受入れ準備や学習環境づくり、就学後の指導や支援に役立てています。

就学支援シートの活用状況	
	提出件数（割合％）
21年度	保育園・幼稚園、コーディネーター連絡会で説明
22年度	新1年生775人 提出件数102件（13.2％）
23年度	新1年生781人 提出件数114件（14.6％）
24年度	新1年生725人 提出件数92件（12.7％）
25年度	新1年生701人 提出件数108件（15.4％）
26年度	新1年生778人 提出件数152件（19.5％）

10 就学相談システム

特別な教育的支援の必要な子供達が、個々の可能性を最大限に伸ばし、自立した社会生活を送るためには、特別な教育的ニーズに適応した教育を行うことが重要です。

本人の教育的ニーズ、保護者の意向、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定できるように相談体制の充実を図っています。

	就学支援委員会 相談者数（人）	通級入級判定会議 相談者数（人）	巡回相談件数（件）
21年度	53	24	500
22年度	51	32	443
23年度	70	26	522
24年度	56	16	506
25年度	58	24	407
26年度	63	26	241

※26年度については、11月1日現在の相談者・申込件数

① 就学支援委員会

就学支援委員会は、特別な支援が必要な児童・生徒に対して、適切な就学先の決定に係る必要な事項について審議するための委員会を開催し、その結果を教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、全小・中学校の校長・副校長、通常の学級及び特別支援学級の教員、養護教諭、医師、臨床心理士、特別支援教育士、都立特別支援学校コーディネーター、教育委員会指導主事、市立やまとあけぼの学園職員、子ども家庭支援センター職員などで構成されています。

就学相談は、保護者からの申込み後、対象となる児童・生徒の行動観察や心理検査、医師の診察、保護者面談等の結果、就学支援委員会での審議を経て、教育委員会が最も適切な就学先を総合的に判断して伝えるものです。

現在では相談件数が増加し、年13回程度開催しています。

② 通級入級判定会議

通級入級判定会議は、通常の学級に在籍しながら、学習面、行動面や言語面において、一部の特別な支援が必要な児童・生徒の通級指導学級の利用について適否を審議し、その結果を教育委員会に報告する役割を担っています。

委員は、市内の通級指導学級設置校の校長・副校長及び学級担任、通常学級の教員、臨床心理士、特別支援教育士、教育委員会指導主事などで構成されています。

通級入級判定会議の相談件数は増えており、現在は年5回開催しています。通級指導学級の利用は、目標とする指導課題の改善や克服によって終了となりますが、通級指導学級や在籍学級での様子、保護者及び本人の意向等を踏まえた「継続・終了判定システム」により、指導課題の改善状況等を確認しています。

③ 巡回相談員

巡回相談員は、臨床心理士の資格を持つ相談員が学校へ訪問し、行動観察等により、学習面や行動面で困っている様子のある児童・生徒が必要とする教育的支援を把握する役割をもっています。

併せて、校内委員会において協議する内容に応じて参加し、専門性をいかした指導・助言等を行っています。

また、特別支援教育コーディネーター、学級担任及び保護者との面談を通して、助言を行います。

現在3人の巡回相談員は、就学相談にかかわる相談を中心に巡回を行い、必要に応じて心理発達検査を実施し、就学後に不安や困りごとがある場合にも継続相談を行っています。

他の関係機関と連携を図り、「つながる支援」に努めています。

④ 巡回指導員

本市では、就学前の子供の相談について機能的に一貫性を持たせるため、現在、1人の特別支援教育士を配置しています。

特別支援教育士とは、学校内での行動・学習に起因する心理的な問題や学習に対する問題にも対応し、児童・生徒さらには教員に対しても支援できる心理と教育の指導・助言をする教員資格を有する専門家です。

巡回指導員の役割は大きく、小学校と就学前機関との「つなぎ」を意識した支援を行っています。

小学校の支援では、保育園や幼稚園等の就学前機関へ訪問し、就学相談における行動観察等を通して教育的支援のニーズを把握するとともに、就学先の学校長や特別支援教育コーディネーターへ支援方法等を助言します。

また、小学校入学後の教室での適応状態を直接観察し、支援の必要な児童の把握に努め、必要に応じて、校内委員会をはじめとし、担任及び保護者、他の関係機関と連携を図り、支援につなげるよう努めています。

就学前機関の支援では、就学支援シートの理解啓発に努め、支援の必要な子供についての正しい理解を推進するため、相互連携が図られるような指導を実施しています。また、特別な支援を必要としている子供の早期発見や早期支援の方法についての研修会の講師や保護者対応での助言を行っています。

11 特別支援教育検討委員会

平成19年4月の学校教育法の一部改正に伴い、本市における特別支援教育のあり方について検討を行うために設置された委員会です。特別支援教育の推進に向けて具体的な施策を研究、検討しています。

委員は、小・中学校からは校長会会長、特別支援学級の教員、通級指導学級の教員、通常学級の教員、教育委員会からは指導室長、統括指導主事、学校教育課長、学校教育課の巡回指導員、巡回相談員など15人で構成され、必要に応じて外部からの意見聴取も可能としています。

具体的には、年度当初に検討課題を協議し、分科会に分かれて年度末までに計画的に研究等を行い、一定の成果を挙げることを目標としており、内容によっては、教育委員会への報告後、施策として実施します。

特別支援教育検討委員会で取り上げた課題と成果		
	課題	成果（物）
21年度	特別支援教育の理解・啓発 特別支援教育支援員等の配置	・特別支援教育の理解啓発パンフレットの作成
22年度	個別支援カード及び個別指導計画の活用・普及 就学支援シートの活用・普及 特別支援教育の理解・啓発 研修体系の整備	・市内の保育園・幼稚園への就学支援シートの説明会開催 ・障害のある児童・生徒に関する講演会開催
23年度	教育センターと巡回相談の連携・役割整備 特別支援学級設置校のあり方について	・活動状況や活動内容を掲載したリーフレットの作成
24年度	通級退級システム等の検討について 専門家チームの設置について	・通級退級システム手順・様式の作成
25年度	東大和市特別支援教育推進計画について 就学時健康診断の際の観察のあり方について	・就学時健康診断における行動観察の観点の作成
26年度	ユニバーサルデザインの提案について 学校生活支援シートの検討について	

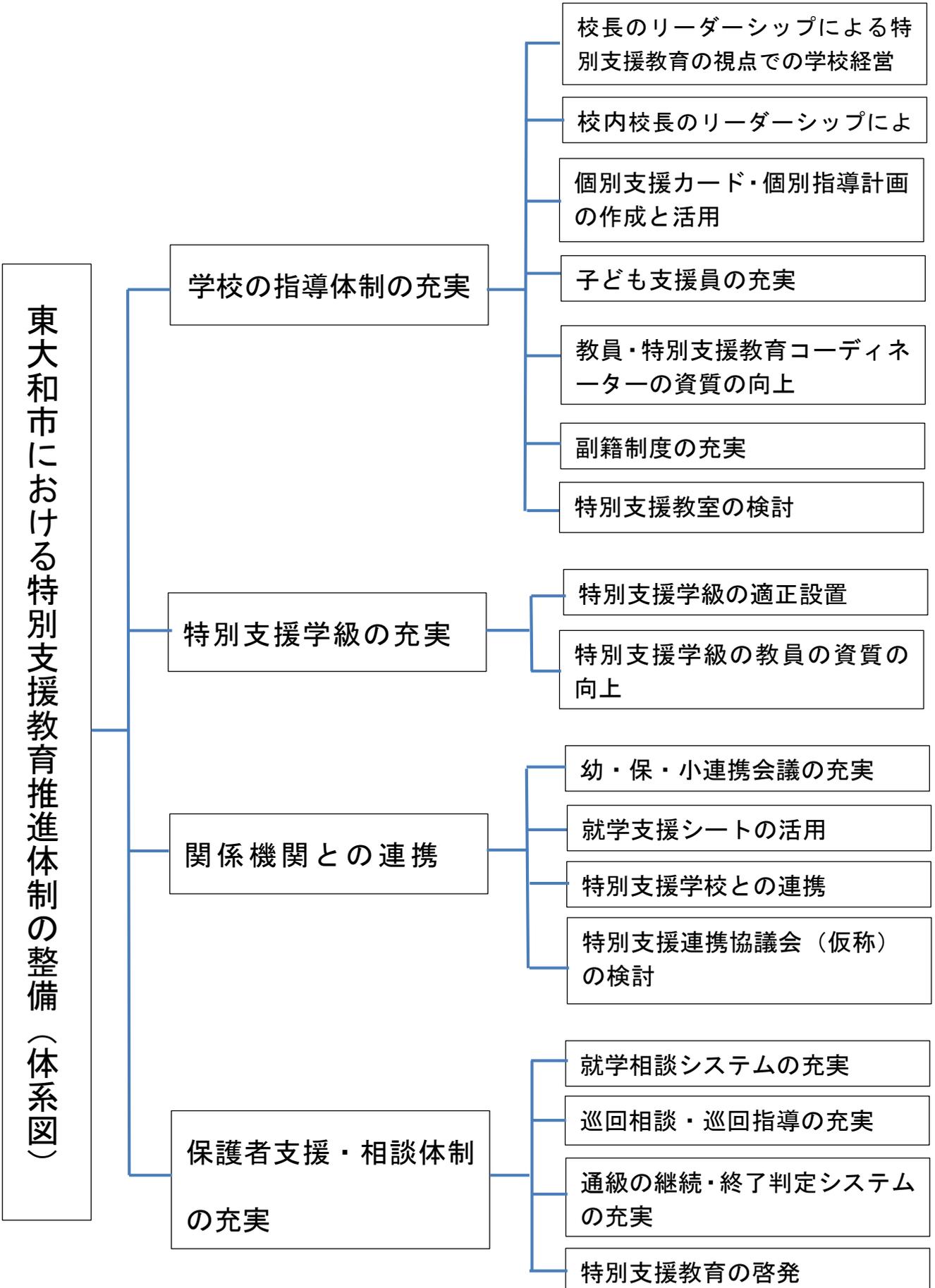
第3部

特別支援教育推進計画の具体的な展開

特別支援教育の推進に向けて

第2部の特別支援教育の現状を踏まえて、本市の特別支援教育推進体制の整備に必要な柱を4つにまとめ、具体的な施策を整理したのが次ページの体系図です。

今後は、この体系図に基づき、本計画に関わる全ての人が、各自の役割と責任を意識しながら、それぞれの施策の中で示された課題と目標の達成に向けて、取り組めます。



第1章 学校の指導体制の充実

特別支援教育の充実を図るには、各学校で特別支援教育の視点を盛り込んだ学校経営方針を策定するなど組織的な体制整備が必要となります。

校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会の活性化と機能の充実が図られるように、コーディネーター及び教員の資質と指導力の向上が求められます。

そのためには、特別支援教育に係る理解・啓発を着実に推進し、教員研修のレベルを引き上げる等指導体制の充実が必要となります。具体的には「特別支援教育東大和マニュアル」を全教員が共通理解する中で、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して個別支援カード・個別指導計画を活用した取組みを行っていきます。

また、東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）に位置付けられている、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒が、通常の学級に在籍しながら、必要な時間、専門的な指導を受けることを基本とした「特別支援教室」が、現在行われているモデル事業の検証を経て、平成28年度から実施される予定です。

今後も、本市における特別支援教育のあり方や具体的な施策の検討において実績を重ねてきた特別支援教育検討委員会を活用する中で、国・都の動向や先進事例等の情報収集に努め、本市の実情を踏まえた特別支援教育の視点に立った指導体制づくりを研究していきます。

1 校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での

学校経営

特別支援教育を推進するためには、校長がリーダーシップを発揮して、特別支援教育の視点に立った授業改善の促進や学校経営方針を策定することが必要となります。

学校教育振興基本計画と同様に、本計画の方向性や基本的な考え方に基づき、特別支援教育の推進策を学校経営方針に定め、組織的に取り組むことで、校内体制の充実が図られます。

定例校長会及び特別支援学級設置校校長会における情報共有と情報発信を

活発に行うことで、取組事例の普及・促進等を契機に、市全体のレベルアップにつなげることができます。

項目	27年度	28年度
校長会で各学校における経営方針や取組事例等の情報交換	実施	実施
管理職及び幹部職員への特別支援教育研修の実施	実施	実施

2 校内委員会の充実

各小・中学校において、校内委員会の機能を充実させることは、特別支援教育の充実を図るためにも欠かせないものです。

校内委員会は、児童・生徒への多様な指導方法の検討のほかに、保護者への特別支援教育の周知・啓発や連続性のある指導のための情報共有など多くの役割を担っています。

各学校により、校内委員会の構成メンバーや実施時期、運営方法等は異なりますが、他校での校内委員会の成功事例や運営方法等を取り入れるなど校内委員会のより一層の充実に向けて、改善を図ります。

例えば、校内委員会の実施時期を春・秋の個人面談（相談週間）前に開催し、支援の見通しや方向性の確認や提案が行えるように見直すなど、現行の校内体制に縛られずに、各校の実情に合わせた見直しを行っていきます。

項目	27年度	28年度
校内委員会の運営方法の見直し	校内委員会の成功事例等の把握・見直し	校内委員会の見直しと検証

3 個別支援カード・個別指導計画の作成と活用

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや支援の必要性を把握し、長期的な視点で目標や指導・支援内容を学校・保護者が具体的に共有することで、保護者理解につながることはもちろん、就学・進級・進学と継続性ある指導の充実を図ることにもなります。

また、就学にあたって、就学支援シートが作成されたケースには、個別支援カードの作成を行うこととしています。

平成22年度に策定した「特別支援教育東大和マニュアル」には、特別な教育的支援が必要な児童・生徒の実態把握から、校内委員会を活用する過程で作成する個別支援カードや個別指導計画の作成・活用方法、連携ツールとしての教育委員会の就学相談、巡回相談や支援員の配置等が記されています。

特別支援教育検討委員会では、本市の個別支援カードや東京都で考案されている「学校生活支援シート」の活用・統合についての研究も進めていますが、当面は現行の個別支援カード・個別指導計画の作成・活用を推進していきます。

項目	27年度	28年度
個別支援カード・個別支援計画の作成・活用	実施	実施

4 子ども支援員の充実

子ども支援員の派遣は、特別な教育的支援が必要な児童・生徒への支援策の一つとして、各学校の校内委員会での検討及び個別支援カードの作成内容を踏まえて行っています。

授業中の様子を観察して、課題解決のための方策や気づきを学級担任に伝えて、一斉指導の中で生かすことを目標としており、学期ごとの成果により支援の継続性や支援内容の変更等判断をしています。

子ども支援員の資質の向上と登録者の安定確保が課題となっているため、初心者でも活動しやすいような導入研修、定期的な研修や情報交換会を実施するとともに、教員志望や特別支援教育を研究している学生への働きかけを強めるなど大学との連携を積極的に図ります。

項目	27年度	28年度
子ども支援員の資質向上のための研修会開催	年3回実施	年3回実施
大学との連携	連携方法の研究	連携の実践

5 教員・特別支援教育コーディネーターの資質の向上

学習面や生活面で特別な教育的支援や配慮を必要とする児童・生徒が発するサインや課題に気付くこと、日々の一斉指導の中で、誰もが分かりやすく落ち着いた環境の中で学習できるような授業のユニバーサル・デザインは発達障害の有無によらず、すべての学級経営において必要な視点です。

そのためには、発達障害の特性を理解し、多様な支援策、配慮や工夫を実践できる、教員の資質及び指導力の向上が不可欠です。

特別支援教育コーディネーターは校内委員会での中心的な役割を担い、学校における特別支援教育の推進役でもあり、学校長の目指す特別支援教育の視点に立つことができる教員が指名されることとなります。

また、関係機関との連携や保護者との信頼関係の構築等、求められる資質もより高いレベルのものとなります。

そこで、特別支援教育の理解を深め、実践力や総合的な指導力を身に付け、より質の高い授業を展開できるように、研修内容の充実に努め、継続した人材育成に取り組みます。

項目	27年度	28年度
特別支援教育推進計画の周知	コーディネーター研修会で周知	実施
特別支援教育の視点に立った授業改善	授業内容の研究・実践	授業内容の研究・実践
特別支援教育コーディネーター研修の充実	実施	実施
特別支援教育研修の実施	実施回数が増	実施内容の充実

6 副籍制度の充実

副籍制度は、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住地の小学校や中学校に副次的な籍を持ち、直接交流や間接交流を通じて、地域とのつながりを維持するものです。

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も地域の子供として、将来の地域の担い手として「心が育つ」交流活動を行うためには、「無理なく続ける」ことが大切です。

長期的な展望をもって交流内容・方法の充実に取り組む必要があり、児童生徒はもとより保護者や関わる教員に過剰な負担がかからないよう内容の充実を図る工夫が求められます。

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が副籍を持つことを原則として、副籍制度の推進・充実を図ります。

項目	27年度	28年度
副籍制度の充実	副籍制度の事例研究	小中学校への支援
保護者への制度の理解・協力	実施	実施

7 特別支援教室の検討

東京都特別支援教育推進計画（第三次実施計画）に基づき、東京都は特別支援教室のモデル事業を平成24年度から平成26年度まで実施しています。

特別支援教室の導入の目的は、一人でも多くの児童が支援を受けられるようにすること、在籍校での個別指導や小集団指導を通して、学力や集団適応能力の伸長を図ること、児童・保護者の負担を軽減することが挙げられます。

これまでの、情緒障害等通級指導学級における児童数に基づいて学級を編制し教員を配置する「通級による指導」に代わり、全ての小学校に特別支援教室を設置し、区市町村に配置される「巡回指導を担当する教員」が各学校を巡回する「巡回指導」へ変更するものです。

東京都からモデル事業の検証結果を踏まえて、平成27年度にガイドラインが示され、平成28年度から順次導入する予定となっています。

今後は、本市で特別支援教室を展開した場合の対象児童の把握、指導方法、教員のスキルアップや課題についての研究・検討を進めていきます。

項目	27年度	28年度
特別支援教室の研究・検討	ガイドラインの内容に基づく設置の検討	ガイドラインの内容に基づく設置

第2章 特別支援学級の充実

平成26年度に新たに、小学校に情緒障害等通級指導学級と言語障害通級指導学級を、中学校に知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級を開設し、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒一人ひとりのニーズに沿った指導体制の充実を図っています。

また、特別支援学級では、学習課題や小集団指導を実施する機能を維持しながら、生活上の困難の改善も視野に入れた教育的な支援の充実も図るために、教育環境の整備ならびに指導方法や教材・教具の工夫を教員間で研究し、共有しています。

国・東京都の動向を踏まえて、特別支援学級や通級指導学級のあり方、授業改善について、今後も情報収集と研究に努めていきます。

1 特別支援学級の適正配置

本市の特別支援学級及び通級指導学級の配置については、利用する児童・生徒数の推移を踏まえながら計画的な配置を検討してきました。

平成24年度に、東大和市学校規模等のあり方検討委員会での検討結果を踏まえて、平成26年度に第七小学校と第五中学校に新たに特別支援学級及び通級指導学級を設置し、現在の体制となりました。これまでの児童・生徒数の推移ならびに今後の見通し、東京都の動向や既存の特別支援学級設置校との距離や位置関係、市内全域でのバランスを考慮して配置したものです。

利用者の利便性や各学級規模等を配慮した通学区域を見直しながら、一定の学級規模を維持することで安定した学級運営が図られるように、保護者の理解を得ながら学校と教育委員会が連携を深めていきます。

また、支援を必要とする児童・生徒の利用状況を随時把握しながら、教育ニーズの多様化に対応できるような特別支援学級の適正配置について研究を進めていきます。

項目	27年度	28年度
特別支援学級の適正配置	中学校通級指導学級工事	中学校通級指導学級開設

2 特別支援学級の教員の資質の向上

特別支援学級及び通級指導学級では、将来的に自立し社会性を身に付けられるように、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階、特性に応じて、適切な支援や指導を行っています。

特別支援教育の推進に伴い、個別のニーズに対応できるICT教材の開発が進められています。

個人の学習能力や特性に応じて、これまでの具体物や個別対応の教材を使った授業に加え、電子黒板や書画カメラを使った視覚的な学習も取り入れています。

さまざまなツールや教材を組み合わせ、一人ひとりに有効な指導が実践できるように、教員の資質及び指導力の向上を図る必要があります。

特別支援学級及び通級指導学級の教員がそれぞれ、専門的知識と指導力を高めるために、外部講師や先進市の視察を通じて研修会を主体的に実施し、その効果を上げてきました。今後は、特別支援学校やICT教材の導入実績のある自治体での活用状況、課題等を研究・情報収集するとともに、児童・生徒の実態に即した指導内容や方法を工夫していきます。

また、特別支援教育の推進・周知啓発を担う地域のセンター校である都立羽村特別支援学校との研究交流を通して障害の特性に配慮した対応方法や授業展開などの助言により授業改善を行います。引き続き、交流学习及び共同学習の実施に向けての研究を行います。

項目	27年度	28年度
特別支援学級研修会の開催	実施	実施
通級指導学級研修会の開催	実施	実施
都立羽村特別支援学校と特別支援学級との研究授業交流	実施	実施
ICT教材・教具、総合的な指導方法等の研究	先進市事例研究、研修	研究結果の検証
交流学习・共同授業の研究	研究・実践	研究・実践

第3章 関係機関との連携

特別支援教育を推進するためには、保育園や幼稚園などの就学前機関から小学校・中学校、卒業後の就労までを見通した支援が行えるように、関係機関・相談機関の相互連携を強めることが必要不可欠です。

そのためには、それぞれの機関が顔の見える関係と「つながる」支援を意識した中で、関係機関や保護者との間で十分な信頼関係が構築される必要があります。

現在も、隣接するライフステージ間においては、相談機関同士の積極的な連携や個別のケースでは複数の関係機関で情報の共有が図られていますが、ライフステージを通した一貫した支援が課題となっています。

それぞれの関係機関が、困難さを抱えている児童・生徒の実態を共通理解し、情報の共有化と保護者の意向に沿った支援ができるような仕組みづくりを検討していきます。

1 幼・保・小連携会議の充実

現在の幼・保・小連携会議の内容を充実させ、関係機関の取組状況、効果や課題を検証し、より連続性のある支援・引継ぎ方法についての検討を進めます。

全体の進捗状況や方向性を確認する全体会の他に開催している実務者会議を活用して、例えば、入学に向けて家庭や就学前機関が準備する内容のパンフレット化の検討等、具体的な取組を研究していきます。

項目	27年度	28年度
幼・保・小連携会議の実施	実施	実施
実務者会議を活用した研究	実施	実施

2 就学支援シートの活用

就学支援シートの利用率は、保護者や就学前機関の理解によって、年々増加しており、その意義や有効性・効果についても評価されています。

引き続き、利用率を引き上げるための啓発活動や小学校での活用事例や効果について、わかりやすい情報発信の仕方を検討していきます。

また、就学支援シートの記入にあたって、保護者や就学前機関の負担軽減を考慮し、様式や提出方法の見直しもあわせて検討していきます。

項目	27年度	28年度
就学支援シートの有効活用	シート内容の修正の検討	シート内容の修正の検討

3 特別支援学校との連携

本市の特別支援教育の推進に係る協力・支援校として、都立羽村特別支援学校が東京都から指定されています。

特別支援教育の周知・啓発並びに一人ひとりの障害の特性に応じた指導方法や工夫について、専門性が高く実績のある都立特別支援学校との連携を図ることは大切です。

現在、実施している共同講演会は今後も継続し、特別支援教育や発達障害の理解推進に係るテーマの中から、多くの市民に参加してもらえるように内容を工夫していきます。

また、特別支援学校と特別支援学級との連携によって相互の専門性を高めるため、第九小学校、第一中学校では、専門性向上プロジェクトを実践し、「授業づくりの基本」をテーマに特別支援教育の推進に努めてきました。

本プロジェクトは、平成23・24年度に実施された都立羽村特別支援学校から特別支援教育コーディネーターや授業アドバイザーが定期的に訪問し、授業観察を通して、指導・支援の助言をしてもらったものです。

今後も、定期的な訪問を依頼し、引き続き連続的な指導・支援のあり方について助言をもらえるよう連携していきます。

さらに、特別支援学校のセンター機能を活用した取組みを充実させることは重要です。

例えば、特別支援学級を利用する保護者を対象に発達障害に係る進学や就労をテーマとした懇談会等の開催も検討するなど、特別支援教育の周知啓発、教員の資質向上、支援体制の整備に係る連携を深めていきます。

項目	27年度	28年度
特別支援学校のコーディネーターの訪問による連携	実施	実施
授業観察を通じた研修	実施	実施
特別支援学校共催講演会	実施	実施

4 特別支援連携協議会（仮称）の検討

支援を必要とする児童・生徒の課題や保護者の意向に沿った相談や支援を行う場合、単独の機関で支えるには限界があります。

支援を必要とする児童・生徒が、それぞれのライフステージに応じた支援を受けることができるよう、関係機関が切れ目のない支援を継続するための連携体制の整備が必要となります。

地域における多種多様な機関が、連携協力をすることで地域に密着した乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援が可能になります。

特別支援連携協議会（仮称）には、医療、保健、福祉、教育、労働等の参画が求められることから既存の組織体制を活用する等、ネットワークの構築について検討していきます。

項目	27年度	28年度
特別支援連携協議会（仮称）の検討	研究	実施

第4章 保護者支援・相談体制の充実

すべての児童・生徒が楽しく生き生きとした学校生活を送ることは、保護者をはじめ教育行政に携わる関係者、すべての人の願いです。

家庭と学校での児童・生徒の困っている様子の捉え方の違いについて、あるいは発達障害の正しい理解や気づきについて、早い段階から家庭でも関心を持ち、理解してもらえるように、市では、就学時健診、就学支援シート、就学相談、巡回相談、パンフレットや講演会による啓発など様々な施策を重層的に用意し、保護者支援と相談体制の充実を図っています。

また、幼稚園や保育園から小学校、中学校へ継続した支援により保護者が安心できて、なんでも相談できる環境整備を行うこと、児童・生徒や保護者の気持ちをくみ取り、丁寧でわかりやすい相談と十分な情報提供も重要です。

これまで確立してきた保護者支援・相談体制を基本としながら、5歳児健診との連携、就学前の保護者へのガイダンスの実施、就学時健診の観点の整理等、内容の充実・工夫が図られるように検討していきます。

1 就学相談システムの充実

就学支援委員会を中心とした就学相談の基本的な考え方は、障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指すことです。

そして、年齢及び能力に応じた十分な教育が受けられるように、障害の状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を総合的に勘案して、最もふさわしい就学先を決定するものです。

就学先の決定については、保護者への十分な情報提供を行い、当該児童・生徒の可能性を最大限に伸ばす教育が行われることを説明することが重要です。

児童・生徒及び保護者の意向を可能な限り尊重し、教育学、医学、心理学等専門的見地の意見も含めて教育委員会が総合的に判断することになります。

項目	27年度	28年度
就学時健診（行動観察）の観点の共通理解の推進	実施	実施
就学相談担当者の資質向上のための専門研修の実施	実施	実施
5歳児健診へ巡回相談員が出席、就学相談体制の連携	研究	研究
就学前の保護者への特別支援教育等の情報提供	実施	実施

2 巡回相談・巡回指導の充実

臨床心理士の資格を持つ巡回相談員と特別支援教育士の資格を持つ巡回指導員は、相互に連携しながら、行動観察や必要に応じて心理発達検査を実施して、本人や保護者への支援策等のフィードバック、教員への学級での配慮点や指導方法についての助言を行っています。

今後も現行の巡回相談・巡回指導体制を十分に機能させ、幼少期からの連続した支援が充実できるように、さらに就学支援シートの理解・普及を図っていきます。

就学前機関の教員・職員や保護者への特別支援教育の周知啓発の強化、個別支援カード及び個別指導計画の作成に係る校内委員会への派遣回数を増やすなどの充実した体制づくりを図っていきます。

項目	27年度	28年度
相談体制の充実	実施	実施
巡回指導員・巡回相談員の資質の向上	実施	実施
就学前機関への啓発・理解の推進	実施	実施
校内委員会への派遣・指導の充実	実施	実施

3 通級の継続・終了判定システムの充実

通級指導学級への入級相談や実際に入級する児童・生徒は年々増加傾向にあり、通級指導学級における正しい情報提供や入級児童・生徒に対する指導の適時性を考慮し、適切な指導につなげていくことは大切です。

通級指導学級での指導が十分に成果を上げられるよう、通級の継続・終了判定について、より明確な判定の構築に努めます。

小学校では平成28年度導入予定の特別支援教室の実施に伴う変更を想定しつつ、現行システムにおいては、通常学級と通級指導学級での情報共有と児童・生徒の実態把握と行動観察等の教諭の能力向上を図りながら、通級入級判定会議の運営に取り組みます。

項目	27年度	28年度
継続・終了判定についてのガイドラインの見直し	実施	実施
特別支援教育研修の実施	実施	実施

4 特別支援教育の啓発

特別支援教育の推進のためには、障害や発達に関する市民の理解が必要不可欠です。

特別支援教育の認知度の向上、共生社会への理解・啓発を進めるためには、啓発に関するパンフレットの配布や講演会の開催など情報提供する広報活動が大切です。

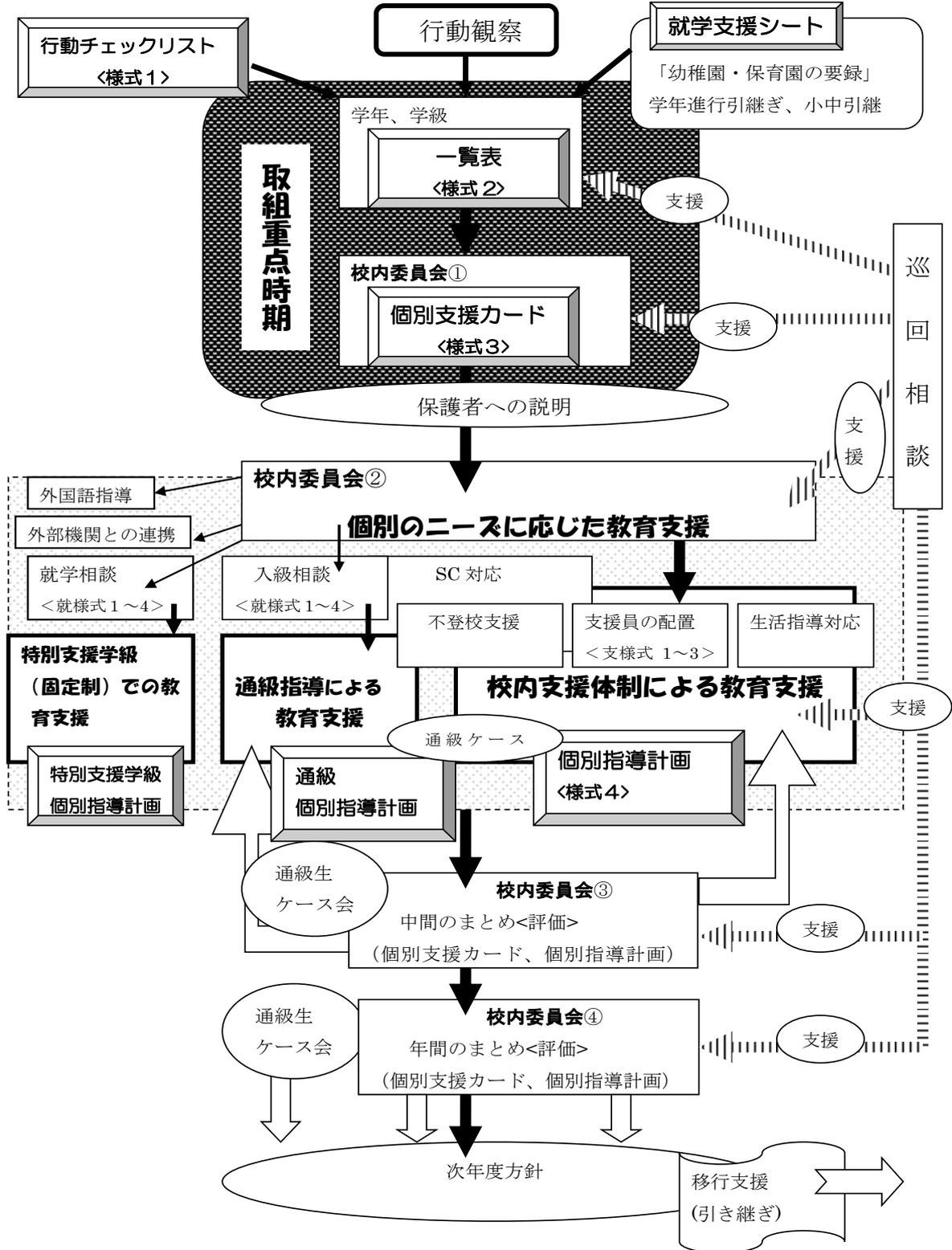
教育委員会はもとより、学校を通じた広報のあり方について検討し、多くの市民の理解を得るための特別支援教育の理解啓発の充実に努めます。

項目	27年度	28年度
特別支援教育啓発パンフレットの作成・配布	作成・配布	作成・配布
羽村特別支援学校共催講演会	実施	実施
市ホームページにおける特別支援教育啓発の充実	実施	実施

第4部

参 考 资 料

東大和市立小・中学校における特別支援教育の流れ



平成26年10月

保護者の皆様へ

東大和市教育委員会

「就学支援シート」をぜひご活用ください。

日頃から東大和市の教育行政にご理解とご支援を賜りましてありがとうございます。

さて、東大和市教育委員会では、お子さん一人一人が、豊かで楽しい学校生活を送ることができることを願い、「就学支援シート」を用意しました。

小学校への入学にあたり、家庭、幼稚園・保育園などで、これまで「大事にしてきたこと（育ててきたもの）」や「日常生活でちょっとした手助けが必要なこと」などが、その年齢に合った形で継続されることはとても大切です。

「就学支援シート」は、保護者をご家庭での様子を記入した後に、保護者と幼稚園・保育園が協力して作成することで、お子さんの大切な情報を入学予定の小学校へ直接伝えるものです。

お子さんが、楽しく充実した学校生活を送ることができるように、小学校の先生方と、どんな学校生活が送れるか一緒に考えていきましょう。

お子さんのことで伝えたいことや心配なことがあったら、ぜひこの「就学支援シート」をご活用ください。

【作成にあたって】

- ・「就学支援シート」は、希望される保護者が幼稚園・保育園と協力して作成し、入学予定の小学校へ直接提出してください。
- ・「就学支援シート」は、これまで、「大事にしてきたこと（育ててきたもの）」や「日常生活でちょっとした手助けが必要なこと」などがあるお子さんの大切な情報を、保護者が入学予定の小学校に直接伝えるものですので、安心してご活用ください。
- ・記入された内容は保護者の確認のうえ、小学校へ伝えられ、その後、小学校と保護者、保育園や幼稚園との連携のために使われます。
- ・「就学支援シート」は、市内の公・私立保育園、私立幼稚園で作成してもらえよう、東大和市教育委員会から各園にお願いしてあります。
- ・記入される内容は、お子さんやご家族にとっての重要な個人情報ですので、東大和市個人情報保護条例に基づき、目的外使用をすることなく、入学予定の小学校または東大和市教育委員会で適正に管理いたします。
- ・「就学支援シート」の作成については裏面をご覧ください。

就学支援シート

～一人ひとりの個性を大切にしたい楽しい学校生活を目指して～

小学校への入学にあたり、家庭、幼稚園・保育園などで、これまで「大事にしてきたこと（育ててきたもの）」や「日常生活でちょっとした手助けが必要なこと」などが、その年齢に合った形で継続されることがとても大切です。

お子さんが、楽しく充実した学校生活を送ることができるように、小学校の先生方と、どんな学校生活が送れるか一緒に考えていきましょう。

就学支援シート活用までの流れ

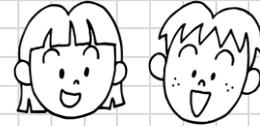
- ①「就学支援シート」を就学時健診時に入学予定小学校で配布します。（10月～11月頃）
- ②「就学支援シート」の作成を希望する保護者は、記入例を参考に、「保護者」欄に記入します。
幼稚園・保育園に通われている方は、保護者が通園先の先生に「就学支援シート」の記入を依頼し、通園先の先生が、記入例を参考に、「幼稚園・保育園」欄に記入します。
- ③ 保護者は、入学説明会時に「就学支援シート」を入学予定小学校へ提出します。（2月頃）
- ④ 各小学校は「就学支援シート」を参考に保護者と協力して、必要に応じて幼稚園・保育園との引継ぎ等、入学に向けての準備を行います。

※「就学支援シート」は希望される保護者が作成・提出してください。



フリガナ		性別	生年月日
お子さんのお名前			平成 年 月 日生
フリガナ			
保護者のお名前			
連絡先	〒 電話 ()		
幼稚園・保育園・療育機関名	記入者名		
相談機関名			

1. 好きなこと(得意なこと)や嫌いなこと(苦手)なことを教えてください。



記入例を参考に、あてはまる項目に○をして、空欄には自由にご記入ください。

	ご家庭での様子(保護者から)	幼稚園・保育園から
好きなこと・得意なこと	① 聞く ② 話す ③ 読む ④ 数 ⑤ 書く ⑥ 片づけ ⑦ 食事 ⑧ 大きな運動 ⑨ 細かい作業 ⑩ 人とのかかわり ⑪ 大集団での活動 ⑫ 小集団での活動 ⑬ 着替え	① 聞く ② 話す ③ 読む ④ 数 ⑤ 書く ⑥ 片づけ ⑦ 食事 ⑧ 大きな運動 ⑨ 細かい作業 ⑩ 人とのかかわり ⑪ 大集団での活動 ⑫ 小集団での活動 ⑬ 着替え
嫌いなこと・苦手なこと	① 聞く ② 話す ③ 読む ④ 計算 ⑤ 書く ⑥ 片づけ ⑦ 食事 ⑧ 大きな運動 ⑨ 細かい作業 ⑩ 人とのかかわり ⑪ 大集団での活動 ⑫ 小集団での活動 ⑬ 着替え ⑭ お昼寝、睡眠	① 聞く ② 話す ③ 読む ④ 計算 ⑤ 書く ⑥ 片づけ ⑦ 食事 ⑧ 大きな運動 ⑨ 細かい作業 ⑩ 人とのかかわり ⑪ 大集団での活動 ⑫ 小集団での活動 ⑬ 着替え ⑭ お昼寝、睡眠

2. 行動面の特徴や配慮が必要なことを教えてください。

	ご家庭での様子(保護者から)		幼稚園・保育園から	
性格・行動に関する特徴	(例) <input type="checkbox"/> 多動 <input type="checkbox"/> 衝動的 <input type="checkbox"/> 怒りっぽい <input type="checkbox"/> 言葉より手が出る <input type="checkbox"/> 爪をかむ <input type="checkbox"/> 指しゃぶり <input type="checkbox"/> チック <input type="checkbox"/> パニックになる <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> こだわりが強い <input type="checkbox"/> 奇声 <input type="checkbox"/> その他		(例) <input type="checkbox"/> 多動 <input type="checkbox"/> 衝動的 <input type="checkbox"/> 怒りっぽい <input type="checkbox"/> 言葉より手が出る <input type="checkbox"/> 爪をかむ <input type="checkbox"/> 指しゃぶり <input type="checkbox"/> チック <input type="checkbox"/> パニックになる <input type="checkbox"/> 落ち着きがない <input type="checkbox"/> こだわりが強い <input type="checkbox"/> 奇声 <input type="checkbox"/> その他	
指導上の工夫や必要な配慮	就学後の支援に向けて大切にしてきたこと、指導により伸びたこと、これからも伸ばしてほしいこと等		就学後の支援に向けて大切にしてきたこと、指導により伸びたこと、これからも伸ばしてほしいこと等	

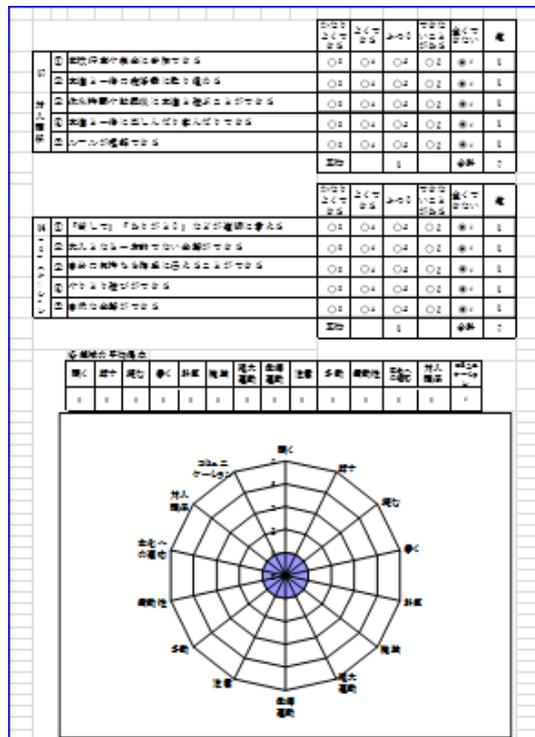
3. 今までに相談したことがある相談機関(医療、教育、福祉等)からの引継ぎまたはアドバイス



特別な教育的ニーズのある子どものための行動チェックリスト(小学校1・2学年用)						
下記の項目を見て、あてはまる数値をクリックしてください。						
児童氏名						
*「ふつう」・・・学年相応と考えられるレベル						
	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
1 聞く	① 個別に言われたことを理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	② 集団の場面で言われたことを理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 聞き間違いや聞きもらしが少ない	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 話を聞いて学年相応に理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 友達同士の会話を聞いて理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1.0		合計	5
2 話す	① 自分の意志を大まかに言葉で伝えることができる	○5	○4	○3	○2	●1
	② はっきりした発音で言葉につまらないで話ができる	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 経験した出来事を話することができる	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 単語の羅列でなく順を追って話することができる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 友達と学年相応の会話をすることができる	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1.0		合計	5
3 読む	① ひらがな、カタカナが読める	○5	○4	○3	○2	●1
	② 既習の漢字が読める	○5	○4	○3	○2	●1
	③ やさしい読み物を興味を持って読める	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 語や文のまとまりを考えて、教科書の音読ができる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 教科書を読んでも内容が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1.0		合計	5
4 書く	① ひらがな、カタカナが書ける	○5	○4	○3	○2	●1
	② 漢字・揚音・促音や、助詞の「は」「へ」「を」が正しく書ける	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 既習の漢字が書ける	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 形や大きさが整った字が書ける	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 簡単な作文が書ける	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1.0		合計	5

読解力						
	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
1 読解力	① 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	② 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1.0		合計	5
2 読解力	① 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	② 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1.0		合計	5
3 読解力	① 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	② 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1.0		合計	5
4 読解力	① 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	② 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 読解問題の設問の意味が理解できる	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1.0		合計	5

生活技能						
	かなりよくできる	よくできる	ふつう	できないことがある	全くできない	値
9 生活技能	① 作品を最後まで仕上げることができる (できは関係なし)	○5	○4	○3	○2	●1
	② 自分の持ち物が片付けられる	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 提出物などをきちんと出せる	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 授業中他のことに気を取られずに集中できる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 日直など決まった仕事ならやりとげられる	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1		合計	5
10 多動	① 授業中席に着くことができる	○5	○4	○3	○2	●1
	② やたらに手足を動かしたり、もじもじしたりしない	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 体育館や運動場で勝手な動きをしない	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 必要な場面ではきちんとしていられる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ やたらに自分勝手なおしやべりをしない	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1		合計	5
11 衝動性	① 割り込まないで順番を待つことができる	○5	○4	○3	○2	●1
	② ドッジボールや鬼ごっこなどルールに従って楽しめる	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 指名されるのを待つで発音できる	○5	○4	○3	○2	●1
	④ 話を最後まで聞くことができる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 困ったり怒ったりしても乱暴な言動をしない	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1		合計	5
12 変化への適応	① 急な予定変更があっても混乱しない	○5	○4	○3	○2	●1
	② 校外学習など慣れない場面でも落ち着いていられる	○5	○4	○3	○2	●1
	③ 自分のやり方にこだわらない	○5	○4	○3	○2	●1
	④ やりたいことがあっても必要に応じてやめられる	○5	○4	○3	○2	●1
	⑤ 嫌なことがあっても年齢相応の我慢ができる	○5	○4	○3	○2	●1
	平均		1		合計	5



〈校内委員会作成〉		取扱い注意		様式3A	
個別支援・個別指導カード			東大和市立第 学校		整理番号
名前	学年組	担任	コーディネーター	平成 年 月 日 保護者氏名	
通級 平成 年 月 ~ 利用・継続・完了			主訴(主な課題)と配慮事項		
支援にいかせるプラス情報、本人の能力、興味、関心、背景			医療、福祉等の相談、検査等の記録		
保護者相談の結果	日時	相談者	対応者	方法(面接・書面・電話等)と相談内容	

支援に関する対応プラン	①就学措置検討	⑦SC対応	⑫不登校支援		
	②通級利用検討	⑧生活指導	⑬個別指導計画の作成		
	③補充学習、取り出し	⑨相談員等の派遣	⑭教育支援計画の作成		
	④授業中の配慮	⑩支援員等の派遣	⑮その他		
	⑤担任の個別相談	⑪外部機関(子育て支援、さわやか、保健センター			
	⑥家庭支援	児相)との連携			
年度/学年	気づき	現行の支援策	対応プラン	方針と支援策	評価と引き継ぎ

平成 年度 個別指導計画

《取扱い注意》 様式4
東大和市立第 学校

1. 児童・生徒

氏名		性別	
学年組	年 組		
学級担任			
コーディネーター			

4. 医療歴、相談歴

--

2. 本人・保護者の希望

現在・将来についての希望	
本人	
保護者	

5. 検査等の記録

--

3. 主訴（主な課題）

--

6. 児童・生徒の様子

①困難な状況

【教科学習について】
【社会性、行動面について】
【運動、手先の器用さについて】
【その他(身辺処理等)】

②支援に活かせるプラス情報。本人の能力、興味関心、背景等

--

7. とらえかた

--

8. 基本方針

--

東大和市特別支援教育検討委員会委員名簿
(平成25年度・平成26年度)

選出区分	職	氏名	備考
小学校校長会会長	第八小学校長	加藤 敦彦	H25.4.1～H26.3.31
	第四小学校長	菅野 仁一	H26.4.1～
中学校校長会会長	第五中学校長	半田 道夫	H25.4.1～H26.3.31
	第二中学校長	高岡 麻美	H26.4.1～
小学校 通級指導学級教諭	第二小学校 第七小学校	川畑 眞美	H25.4.1～
	第六小学校 第二小学校	木村 宏枝	H25.4.1～
	第六小学校	山田 美代子	H26.4.1～
	第七小学校	水野 清美	H26.4.1～
中学校 通級指導学級教諭	第二中学校	井谷 巧	H25.4.1～
小学校 特別支援学級教諭	第三小学校	畑中 健五 尾崎 美智恵	H25.4.1～H26.3.31 H26.4.1～
	第九小学校	平崎 洋子 赤川 貴將	H25.4.1～H26.3.31 H26.4.1～
中学校 特別支援学級教諭	第一中学校 第五中学校	末永 幸歩	H25.4.1～
	第一中学校	山口 麻衣	H26.4.1～
小・中学校 通常学級の教諭	第四中学校	中井 広志	H25.4.1～
教育委員会事務局	指導室長	石井 卓之	H25.4.1～
	統括指導主事	小板橋 悦子	H25.4.1～
	学校教育課長	岩本 尚史	H25.4.1～
	特別支援教育係長	井上 昌弘	H25.4.1～
	巡回指導員	宮川 由美	H25.4.1～
	巡回相談員	佐々木 瑠美 神谷 英剛	H25.4.1～H26.3.31 H26.4.1～

計画策定の経緯

1 特別支援教育検討委員会での検討		
第1回	平成25年5月23日	・他市計画の研究、今後の進め方について
第2回	平成25年6月13日	・計画のイメージ、体系について
第3回	平成25年7月8日	・骨子の検討
第4回	平成25年9月9日	・骨子の検討
第5回	平成25年9月26日	・骨子の検討
第6回	平成25年11月7日	・素案の検討
第7回	平成26年2月17日	・素案の検討
2 事務局での検討		
平成26年3月1日～ 平成26年9月30日		・素案の検討 ・関係機関からの意見募集 (小学校・中学校長会、都立特別支援学校、庁内関係部署、有識者) ・意見の検討
3 市民意見募集		
平成26年10月1日～ 平成26年10月31日		・募集期間：平成26年10月1日～10月14日 ・意見の検討
4 教育委員会での検討		
平成26年11月7日		教育委員会懇談会での説明
平成26年12月25日		教育委員会定例会での議決

用語解説

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒への教育に留まらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っている。（「特別支援教育の推進について（通知）（平成19年4月1日 19文科初第125号）」）

共生社会

障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々のあり方を相互に認め合えるわが国の目指すべき社会のこと。

平成17年6月 内閣府「共に生きる新たな結び合い」の提唱の中では、目指すべき社会の姿として下記の5つの視点が示されている。

- 1 各人が、しっかりした自分を持ちながら、帰属意識を持ちうる社会
- 2 各人が、異質で多様な他者を、互いに理解し、認め合い、受け入れる社会
- 3 年齢、障害の有無、性別などの属性だけで排除や別扱いされない社会
- 4 支え、支えられながら、すべての人が様々な形で参加、貢献する社会
- 5 多様なつながりと、様々な接触機会が豊富にみられる社会

インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が、一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮(※)が提供さ

れるなどが必要とある。＜障害者権利条約第 24 条及び中央教育審議会(分科会)「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告(平成 24 年 7 月)」から引用＞インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこと。

※合理的配慮

「障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり、「学校設置者及び学校に対して体制面・財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう。＜中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」から引用＞

特別支援教育東大和マニュアル

特別支援教育の推進に向けて、本市共通の取組み方法や様式、関係資料をまとめたもの。就学前機関から市立小・中学校において支援を必要とする児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、学校・家庭・関係機関において連携し、適切な指導及び必要な教育が円滑に実施できるように校内委員会を中心とした校内支援体制の構築や、具体的な支援策や取組みツール、様式の作成方法が説明されており、平成 22 年 4 月に作成。

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして発達障害者支援法で定めるものをいう。

特別支援学級(固定制)

日常的な会話はほぼ成立し、身の回りのことなどはほとんど自立しているものの、文章を読んで内容を短くまとめて話すことや問題を読んで計算式を立てて解答することなど、通常学級における学習では十分にその効果を上げることが困難な児童・生徒のために編成された学級。東大和市では第三小学校、第九小学校、第一中学校、第五中学校に知的障害特別支援学級(固定制)を設置している。

通級指導学級

通常学級に在籍しており、教育活動の一部において特別な指導を必要とする児童・生徒を対象とした学級の形態。障害等による学習能力のアンバランスや生活面での困難の改善・克服するため、小・中学校に設置された学級を通して指導を受ける。都内には、弱視、難聴、言語障害、情緒障害等を対象とした学級があり、東大和市では、第二小学校、第六小学校、第七小学校、第二中学校に情緒障害等通級指導学級を設置し、第七小学校に言語障害通級指導学級を設置している。

東大和市学校教育振興基本計画

教育基本法第17条第2項に規定されている教育振興基本計画。本市では計画期間を平成26年度から30年度まで5年間と定め、これまで取り組んできた教育の成果と課題に基づき、今後5年間を見据えた教育ビジョンとして策定した。

学校経営方針

学校長が、学校のビジョンを明らかにし、中期的目標をたて、各年度における学習指導、生活指導、学校運営等の教育活動の目標と方策を示すことで、学校の自律的改革を促進し、個性化・特色化を図るなど教育サービスの質を向上させるために策定するもの。

授業のユニバーサルデザイン

特別な支援を必要とする児童・生徒への指導・支援の要素と通常の学級でも誰もが分かる授業を融合させた授業であり、その結果、すべての児童・生徒にわかりやすく、学習意欲が喚起される授業。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。

ICT

Information and Communications Technology 情報通信技術

ソーシャルスキルトレーニング

対人場面において、他者の行動の良い部分をモデルにして社会場面に適応していく技術を身に付けるためのトレーニング。学校生活においては、授業を集中して受けられるようにしたり、協調性や友人との良好な関係、コミュニケーション能力等を習得したりすることを目的にトレーニングを実施する。

臨床心理士

臨床心理士資格の認定を受けている心理専門職。心理的課題を抱える相談者に対して、臨床心理学に基づいた知識と技術で、精神心理的問題や不適応行動などに対して、援助や改善を図ることを職務内容とする者。

スクールカウンセラー

児童・生徒に対する相談はもとより、保護者及び教職員に対する相談を実施している。学校ではカバーし難く、多岐にわたる相談業務を担う臨床心理に関して、高度に専門的な経験を有する者。

東大和市特別支援教育推進計画

平成26年12月

東大和市教育委員会 学校教育部学校教育課

〒207-8585 東大和市中心3-930

電話042-563-2111

FAX042-563-5933

E-mail : gakyou@city.higashiyamato.lg.jp

